

令和 6 年 3 月 11 日  
長崎県医療人材対策室

## 医師の働き方改革における特定労務管理対象機関の 指定にかかる意見徴収について

### 1. 概要

- ・ 令和 6 年 4 月から医師の時間外・休日労働時間の上限規制適用開始
- ・ 医療法改正により、都道府県知事は、やむを得ず医師を長時間の業務に従事させる必要がある病院又は診療所を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関（B水準）、連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）、技能向上集中研修機関（C-1水準）及び特定高度技能研修機関（C-2水準）として指定することができる」と規定。
- ・ 特定労務管理対象機関とは、上記連携B、B、C-1、C-2に指定された医療機関を指す。

#### ※時間外労働の上限規制と健康確保措置について

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保
<b>A</b> （一般労働者と同程度）	<b>960時間</b>	<b>義務</b>	<b>努力義務</b>
<b>連携B</b> （医師を派遣する病院）	<b>1,860時間</b> ※2035年度末 を目標に終了		<b>義務</b>
<b>B</b> （救急医療等）			
<b>C-1</b> （臨床・専門研修）	<b>1,860時間</b>		<b>義務</b>
<b>C-2</b> （高度技能の修得研修）			

#### 【国が示す基準】

- ・ 特定地域医療提供機関（B水準）  
地域に必要な医療提供体制の確保のため、医療機関が必須とされる機能を果たすために、当該医療機関内の業務によりA水準を超えざるを得ない場合。
- ・ 連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）  
地域の医療提供体制を確保するために、医師の派遣を行う必要があり、副業・兼業先での労働時間を通算するとA水準を超えざるを得ない場合。
- ・ 技能向上集中研修機関（C-1水準）  
臨床研修または専門研修に関わる業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身につけるために、A水準を超えざるを得ない場合。
- ・ 特定高度技能研修機関（C-2水準）  
医籍登録後の臨床に従事した期間が6年目以降の者であって、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要とされる分野において、指定された医療機関で、一定期間集中的に当該高度特定技能の育成に関連する診療業務を行うために、A水準を超えざるを得ない場合。

## 2. 特定労務管理対象機関の指定のための要件等

(1) 都道府県知事は、当該病院又は診療所が以下の要件全てに該当すると認めるときは、特定労務管理対象機関の指定をすることができる。【改正後の医療法（令和3年法律第49号、以下「新医療法」という。）第113条第3項関係】

- ① 労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること、医師の労働時間の状況・労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標・医師の労務管理及び健康管理に関する事項・労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されていること。
- ② 必要な面接指導及び休息時間の確保（追加的健康確保措置）を行うことができる体制が整備されていること。
- ③ 労働関係法令の重大かつ悪質な違反がないこと。（過去1年以内に労働時間や賃金の支払いに関する労働法令の違反について送検・公表されていないこと。）

(2) 都道府県知事は、指定をするに当たっては、医療機関勤務環境評価センターによる評価の結果を踏まえなければならない。【新医療法第113条第4項関係】

(3) 都道府県知事は、指定をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。【新医療法第113条第5項関係】

### ※特定労務管理対象機関の指定に関する本県の考え方

- ・医療機関が医師労働時間短縮計画を作成し、評価センターの評価を受審後、特定労務管理対象機関の指定申請が県に提出された場合には、法令等に基づき審査を行い、国が示す基準を満たす場合に指定を行いたい。
- ・これと別に県独自の基準は設けず、できる限り柔軟に対応していきたい。

## 3. 医療機関からの申請について

医療機関		申請水準
1	長崎大学病院	連携B
2	地方独立行政法人長崎市立病院機構 長崎みなとメディカルセンター	B

#### 4. 長崎県保健医療対策協議会における意見聴取

- ・医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ（令和2年12月22日）において、「実質的な議論は都道府県医療審議会に設けられた分科会や地域医療対策協議会等の適切な場において行うことを想定」とされているため、今回申請のあった2医療機関を、特定労務管理対象機関に指定することに対し、本日の長崎県保健医療対策協議会において、意見をうかがうもの。

#### 5. 医療機関勤務環境評価センターの評価【結果一覧は資料●別添1】

- ・新医療法第113条第4項により、県が特定労務管理対象機関の指定をするに当たっては、医療機関勤務環境評価センター（以下、「評価センター」という。）からの評価結果通知書に記載された評価結果を踏まえなければならないとされている。
- ・厚生労働省の手順書（「都道府県が行う特定労務管理対象機関の指定に関する手順書」令和5年2月版）によると、評価センターによる評価結果は、次の5つの体系（※）で示され、4又は5の評価を受けた医療機関の指定を行う際は、必要に応じて評価センターに評価結果の詳細を確認するとともに、労務管理体制の改善見込み、地域医療体制の観点からの特例水準の指定の必要性等を総合的に勘案して、医療審議会等における意見聴取を行う必要があるとされている。

（※）評価センターによる評価は医療機関の評価の一面にすぎず、医療機関の優劣を示す趣旨ではないことから、定型的な文章で示されることとなっている。

##### <評価結果の体系>

1. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。
2. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。



今回、長崎大学病院、長崎みなとメディカルセンターは「2」に該当

3. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。
4. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案も見直しが必要である。
5. 労働関係法令及び医療法に規定された事項（必須項目）に関する医療機関内の取組に改善の必要がある。

## 6. 特定労務管理対象機関の指定について

- ・各医療機関の申請内容について、新医療法に基づく指定要件に全て適合していることを、県において確認した。なお、新医療法に基づく指定要件は【資料●（別添2）】のとおり。
- ・申請のあった2医療機関を特定労務管理対象機関に指定することについては、県医療計画及び地域医療構想の方向性と整合性があり、地域の医療提供体制として医師の長時間労働を前提とせざるを得ないものとする。
- ・については、今回申請のあった医療機関について、特定労務管理対象機関の指定を行うこととしたい。

## 7. 指定手続きに係るスケジュール（予定含む）

- ① 令和6年3月11日（月） 長崎県保健医療対策協議会における意見聴取【本日】
- ② 令和6年3月18日（月） 医療審議会における意見聴取
- ③ 県における指定手続き
- ④ 令和6年3月下旬 医療機関へ指定通知、公示

※特定労務管理対象機関の指定効力の発現は、新医療法が施行される令和6年4月1日